

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条に基づく通報の適切な運用等について

令和6年11月11日

道本安対第2585号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て警察官が、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見した際の対応については、これまで「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条に基づく通報の適切な運用等について」（令6．2．27道本安対第3959号。以下「旧通達」という。）に基づき、関係機関と連携して対応してきたところ、先般、北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課において「措置入院等運用マニュアル」（以下「運用マニュアル」という。）が作成され、全道（札幌市を除く。）の保健所に通知されたところである。

運用マニュアルは、国が作成した「措置入院の運用に関するガイドライン」に沿った内容となっており、これまでの運用に大きな変更はないものであるが、引き続き同法第23条に基づく通報（以下「23条通報」という。）の適切な運用に資するため、改めて運用上の留意点等を以下のとおり示すので、遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達は、同日付けで廃止する。

記

1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条に基づく通報

(1) 警察官の通報義務

同法第23条において、「警察官は、職務を執行するに当たり、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、直ちに、その旨を、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならない。」と定められている。本条に基づく通報は警察官の義務であり、通報対象者に適時適切な医療及び保護を提供するという目的で行われるものであるので、精神障害のため自傷他害のおそれがある者を発見した場合は、保護等の適切な措置をとるとともに、直ちに23条通報を行うこと。

(2) 通報対象者発見時の確実な通報

ア 23条通報は、「直ちに」行わなければならないものであり、通報対象者を発見したときは、執務時間の内外を問わず、電話により直ちに最寄りの保健所等に通報すること。（別添1「北海道内保健所等一覧」参照）

イ 23条通報は、通報対象者を警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）に基づき精神錯乱者として保護した場合のみならず、事件、事故等での取扱いなど、職務執行全般において通報対象者を発見した場合は直ちに行うこと。ただし、家族等からの相談を受けたのみであるなど、警察官が通報対象者を直接取り扱っていない場合

は、原則として、発見とは言えないので留意すること。

(3) 通報要領

ア 23条通報の必要性の判断に当たっては、別添2「23条通報判断チェック票」を活用するなどして、その要否を的確に判断し、明らかに通報を要しないと認められる場合を除き、直ちに23条通報すること。

イ 23条通報を行う際は、当該通報が23条通報であることを明確に保健所等に告げること。この場合において、「北海道警察保護取扱規程における各様式の制定について」（令6. 2. 27道本安対第3957号）別記様式2の「精神障害者等発見通報書」は、電話による通報後、速やかに人身安全関連業務等システムで作成し、保健所等に送付すること。

(4) 保健所等による措置の確認等

ア 23条通報を行った場合は、保健所等に対し、同法第27条に基づく診察の有無を確認すること。なお、保健所等から同条に基づく診察の要否を判定する調査のために協力を求められたときは、必要な協力を行うこと。

イ 保健所等が同法第27条に基づく診察を行わないと判断した場合であっても、通報対象者の状態に応じて、通報対象者やその家族等に対し、精神科病院の受診勧奨を行うとともに、保健所等に対し、受診可能な精神科病院の情報提供や連絡・調整を求めるなどして、必要な精神保健医療福祉の支援を受けられるよう適切な対応を行うこと。

2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第47条に基づく相談

同法第47条において、都道府県等は、必要に応じて、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、医療を必要とする精神障害者に対し、適切な医療施設を紹介しなければならないことなどが定められている。

警察官が職務執行を通じて取り扱う精神障害者については、23条通報の要件に該当しないために通報を行わなかった場合のほか、保健所等職員が行う事前調査の結果において措置診察が不要とされる場合や、医師による措置診察の結果において措置入院が不要とされる場合があると考えられるが、このような場合であっても、精神保健医療福祉に関する支援が必要と認められる者がいることを踏まえ、必要に応じ、電話等適宜の方法で、同法第47条に基づく保健所等への相談（以下「47条相談」という。）を行い、精神障害者等が必要な精神保健医療福祉の支援を受けられるよう配慮すること。

3 事案の再発及び拡大を防止するための措置

上記のとおり、精神障害のため自傷他害のおそれがある者に係る事案を認知したときは、23条通報や47条相談を行うほか、刑罰法令に抵触する行為がある場合には適切に検挙措置を講ずること。

また、事案の危険性や切迫性に応じて、通報対象者に対する指導・警告、被害者等に対する防犯指導や警戒活動、関係機関と連携した対応を行うなど、事案の再発及び拡大を防止するための必要な措置を講ずること。

4 移送に係る警察官の臨場要請への対応

(1) 必要性の判断

措置診察又は措置入院のための精神障害者の移送は、知事等の責務として行われるものであるところ、移送に係る精神障害者の行為によって、移送に従事する保健所職員等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるなど、知事等から警察官の臨場要請を受けた場合は、具体的な危険性の有無や程度等に即して臨場の必要性を的確に判断し、その必要を認めたときは適切な対応を行うものとする。

(2) 対応時の留意事項

知事等からの警察官の臨場要請への対応は、あくまで移送に係る精神障害者及び移送に従事する保健所職員等の生命又は身体の安全確保を目的として行うものであるところ、警察官が移送に係る事務に従事するものではないことに十分留意すること。また、移送に係る精神障害者が自身を傷つけ、若しくは他人に害を及ぼし、又はそのおそれがあるのを認めた場合は、警察官職務執行法に基づく犯罪の制止、保護あるいは、刑事訴訟法に基づく検挙等、必要な措置をとること。

5 協議の場への積極的な参加

これまでも国が作成した「措置入院の運用に関するガイドライン」で示されたとおり、保健所等職員、医療関係者、福祉関係者等の地域の関係者による協議の場が設けられてきたところである。

運用マニュアルでは、道は措置入院の適切な運用に資するよう、自治体、精神科医療関係者、福祉関係者、警察等の地域の関係者における協議の場を設け、措置入院までの対応方針や課題などに関する協議を行うよう努めることとされているので、同協議の場への参加依頼があった場合は積極的に協議に加わり、引き続き、連携した対応に努めること。

6 関係記録の作成等

23条通報又は47条相談を行ったときは、自傷他害のおそれがある精神障害者取扱報告（別記様式）を作成して、その経緯を明らかにしておくとともに、その都度、警察本部人身安全対策課（札幌方面以外の方面の警察署にあっては、当該方面本部の生活安全課を経由）に報告すること。

7 その他

札幌市では、23条通報等への対応や措置入院等に係る事務について、「札幌市における措置入院の運用に関するガイドライン」（令和2年4月）を作成し、区の保健福祉部保健福祉課等で対応しているので、札幌市を管轄する警察署は、本通達で示す23条通報

や47条相談等の運用について、引き続き、札幌市担当課と連携の上、適切に対応すること。

※ 別添等は省略